

# 商品概要説明書

2021年3月1日現在

商品名：金利上乘せ定期預金「健勝」		
販売対象	次のいずれかの条件を満たす個人の方 ・当金庫で公的年金をお受取りの方、または当金庫でのお受取りを指定された方 ・「年金お受取りご予約サービス」をお申込みの方	
対象定期預金	自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）	
期間	1か月以上5年以内	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000円以上500万円以内（お一人様あたり） ※500万円については、金利上乘せ定期預金「長寿」との合計金額の上限金額です。
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	対象の定期であるスーパー定期の預入時店頭表示利率に次の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 年0.25%
	利払方法	【スーパー定期（単利型）】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 【スーパー定期（複利型）】 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	【スーパー定期（単利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 【スーパー定期（複利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
税金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、スーパー定期の中途解約利率を適用します。	
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

## 商品名：金利上乘せ定期預金「健勝」

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（８時４５分～１７時１０分、電話：０８５２－２３－５５０５）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取扱いは、一店舗のみに限らせていただきます。</li> <li>・金利上乘せ定期預金「長寿」をお預け入れ頂いている方は、本定期預金のお預け入れ店舗を「長寿」同一店舗のみに限らせていただきます。</li> <li>・公的年金をお受け取りの方は、その年金をお受け取りの店舗での取扱いとさせていただきます。</li> <li>・「年金お受取りご予約サービス」をお申込みの方は、年金受取予約を指定された店舗での取扱いとさせていただきます。</li> <li>・本定期預金ならびに、金利上乘せ定期預金「長寿」の合計金額が、お一人様５００万円以内であれば、本定期預金を何口でも預入いただけます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息等が保護されます。）</p>